

特集号

平成16年11月10日  
(2004年)

# 西宮市の国保

編集・発行

西宮市市民局市民部  
国民健康保険グループ  
国保収納グループ  
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

## 12月1日から 国民健康保険の保険証が新しくなります

保険料の滞納のない世帯には、11月下旬に新しい保険証を郵送します。新しい保険証の色は、一般の世帯が「空色」、退職者医療制度の該当世帯は「銀鼠色」です。

12月以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい保険証を窓口へ提示してください。現在の保険証の有効期限は11月30日までとなっていますので、この期限を過ぎると使用できません。

なお、保険料に滞納があり保険証が郵送されない場合につきましては、右欄の「納付相談」の記事をご覧ください。



### 納付相談を行います

保険料の滞納があり、新しい保険証が郵送されない世帯を対象に、納付相談を行います。

納付相談の日時・場所は、次のとおりです。

日時: 11月24日(水)から12月3日(金)まで  
9:30~12:00 と12:45~17:00

場所: 市役所本庁舎2階 252会議室  
※土・日曜日も開設(ただし、土・日曜日は本庁舎正面玄関からお入りください)

対象の世帯には事前に通知しますが、通知がない場合でも相談はできますので、ご利用ください。

納付相談のうえ、保険証または短期被保険者証(短期証)を交付します。

※納付相談についてのお問い合わせは、  
収納対策チーム(電話0798-35-3155)まで。

### 加入・脱退の際は14日以内に届出が必要です

※加入・脱退手続きについてのお問い合わせは、  
資格・賦課チーム(電話0798-35-3117・3118)まで。

わが国では、すべての人がいずれかの健康保険に加入するという国民皆保険制度をとっています。勤務先の健康保険(政府管掌健康保険、健康保険組合、各種共済組合など)に加入していない人は、国民健康保険(以下「国保」)に加入することになります。

とはいっても、勤務先を退職したからといって、自動的に国保で診療を受けられるわけではありません。勤務先の健康保険の資格がなくなった日から14日以内に国保の加入の届出を行う必要があります。また、逆に、勤務先の健康保険ができた場合も14日以内に国保の脱退の届出が必要です。

ただし、手続きは、勤務先の保険の資格がなくなったり、新たに勤務先の保険ができた後に行います。**事前に手続きをすることはできませんのでご注意ください。**

#### 加入・脱退の手続き

手続きは、市役所、支所、アクタ西宮ステーション、サービスセンターの国保窓口で

国保に加入するとき	届出に必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	印鑑
職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者からはずれたとき	印鑑、資格喪失証明書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子手帳

※同世帯に既に西宮市の国保加入者がいる場合は、保険証も必要です。

国保を脱退するとき	届出に必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	国保と職場の両方の保険証(職場の保険証が未交付の場合は、健康保険に加入したことを証明するもの)
国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、会葬御礼ハガキ又は葬儀の領収書、振込口座のわかるもの

#### 届出をしないと大変

国保の資格がなくなっても届出をしないと保険料の請求が続きます。また、資格がないのに前の保険証で医療を受けると保険から給付された額が後で請求されます。医療機関で診療を受ける場合は、必ず正しい保険証の提示をお忘れなく。

#### 所得の申告も忘れずに

国保の保険料の決定には、前年中の所得情報が必要です。税務署や市役所の市民税グループに所得申告をしていない人は、国保の窓口で所得の申告(簡易申告)をする必要があります。申告することにより所得のない世帯や基準よりも所得の少ない世帯は、保険料を軽減できる場合があります。

### 保険料の納付は必ず納期限内に

災害など特別な事情もないのに保険料を滞納すると、次のような取り扱いとなります。

#### 保険証の返還

各納期限から一年間保険料を滞納した場合、市は滞納世帯に保険証(後述の短期証を含む)の返還を求めます。

#### 資格書、短期証の交付

保険証を返還すると、代わりに市は「被保険者資格証明書(資格書)」を交付します。資格書で診療を受けるとその医療費はいったん全額自己負担し、後で支給申請をすることになります。

災害など特別な事情があると認められても、納付状況により有効期限の短い「短期被保険者証(短期証)」を交付する場合があります。

#### 保険給付の一時差止め、滞納保険料への充当

各納期限から1年6カ月間保険料を滞納した場合、療養費、高額療養費、出産育児一時金等の保険給付の全額またはその一部が差し止められることがあります。さらに滞納を続けた場合は、差し止められた保険給付額から滞納保険料額が控除され、滞納保険料に充当されることがあります。

#### 災害その他の特別な事情は届出を

災害など特別な事情があつて保険料を納付することが困難な場合は、市役所の国保窓口へ届出をしてください。